

令和 3 年 8 月 20 日

「公益通報者保護法第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」の公表について

消費者庁は、本日、「公益通報者保護法第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」を公表します。

令和 2 年 6 月、公益通報者保護法の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 51 号）が成立・公布され、令和 4 年 6 月までに施行されます。

同法により改正された公益通報者保護法（平成 16 年法律第 122 号。以下「改正後の公益通報者保護法」といいます。）第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、事業者は、公益通報対応業務従事者を定めること及び事業者内部における公益通報に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置を講じることが義務付けられます。

そして、内閣総理大臣は、同条第 4 項の規定に基づき、上記の措置に関して適切かつ有効な実施を図るために必要な指針を定めることとされています。

指針を定めるに当たって、内閣総理大臣は、同条第 5 項の規定に基づき、消費者委員会の意見を聴かなければならないこととされており、同委員会からは令和 3 年 7 月 29 日付けで妥当との意見を受領しました。

以上を踏まえ、同条第 4 項の規定に基づき「公益通報者保護法第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」（以下「本指針」といいます。）を定め、本日、別添のとおり公表します。

なお、本指針は、令和 3 年 4 月 28 日から実施した「公益通報者保護法第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（案）」等に関するパブリックコメント手続（意見提出の締切日は令和 3 年 5 月 31 日）において寄せられた意見等を踏まえ、別紙 1 のとおり、用語の説明に関する表現を修正しております。

また、同パブリックコメント手続においては、別紙 2 のとおり、42 件の意見が寄せられました。

消費者庁としては、本指針の下に、各事業者が改正後の公益通報者保護法第 11 条第 1 項及び第 2 項に規定する措置を講じることができるよう、様々な

機会を捉えて本指針の周知等を行う予定です。

【本件に対する問合せ先】

消費者庁 参事官（公益通報・協働担当）室
公益通報者保護制度担当

電 話：03-3507-8800（代表）
（内線2103、2108、2091）